

事業者排出量削減計画書 **新規**・変更

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒 631-0021 奈良市鶴舞東町 2-16					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	サンクス 京阪奈 株式会社 代表取締役 岡田 正弘 電話 0742-44-3094					
事業者の主たる業種	コンビニエンスストア サンクスの 京都・滋賀・奈良 府県の フランチャイズ事業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成 20年 4月 ～ 平成 23年 3月					
基本方針	1店舗当りの CO2排出量を、省エネ機器の導入、空調機器の温度管理の徹底・不要時の消灯の徹底 等の啓蒙活動の推進等により削減する。					
推進体制	ISOの体制の中、上記の取組を推進する。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO 4001				
	適用範囲	サークルKサンクスのチェーン（本社、エリア会社本部、及びその全部署、コンビニエンスストアとしての全店舗）の事業活動、商品及びサービスに摘要				
	取得年月日	平成16年9月1日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20～22	店舗	店舗の建設・改装時に省エネ機器を導入して、電気使用量を削減する。			
	平成20～22	店舗	チェック表を活用して適正な温度管理を徹底、電気スイッチに啓蒙プレート貼付し、不要時の消灯を徹底する。			
	平成20～22	店舗	店舗に内部環境監査を実施し、取組状況の確認、是正指導を徹底し、啓蒙活動を推進する。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	2,809 t	2,972 t	5.8 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 2,809 t	*2 2,972 t	5.8 %		
	目標設定の考え方	店舗数の増加で、総排出量は増加しますが、取組の徹底で増加幅の削減に努めます。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	店舗	二酸化炭素換算 店舗数	52	51	-1.9 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	取組の徹底により、1店舗当りの電気使用量の削減に努めます。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3 t			
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 2,809 t	(*2)-(*3) 2972 t	5.8 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	美化推進事業団 主催の 清掃活動に 年間 3回以上 参加します。					
特記事項	当社は「サークルKサンクス」とは、別会社で サンクスの 京都・滋賀・奈良 3府県限定で 店舗展開を行っておりますエリアフランチャイジーです。商品の輸送につきましては、全て サークルKサンクスの車両で賄っております。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。